

琴浦町早期再就職支援助成金のご案内

事業主の経済的事情により※送出企業を離職した労働者を町内事業所で雇用した事業者に対して、正規雇用1人につき**助成金10万円**支給します

※送出企業の要件

- ・事業主の経済的事情により30人以上の町内在住の離職者を発生させる企業
- ・鳥取労働局に再就職援助計画を提出している又は（公財）産業雇用安定センターに離職者の求職登録をしている企業

対象となる離職者

- ①送出企業の離職者でハローワーク、産業雇用センター等に求職登録をしている者
- ②町内に住所を有する者
- ③送出企業離職後、他で正規雇用されていない者 など

助成金の支給対象事業者の要件

- ①雇用保険の適用事業の事業者
- ②送出企業を離職した翌日から6か月以内に、ハローワーク等の紹介により町内事業所で正規雇用した事業者
- ③町税の滞納がないこと
- ④対象離職者を雇い入れるにあたり、他の労働者を事業主の都合で解雇していないこと
- ⑤送出企業と経済的に独立していること（送出企業の関連会社は対象外）など

助成金の支給

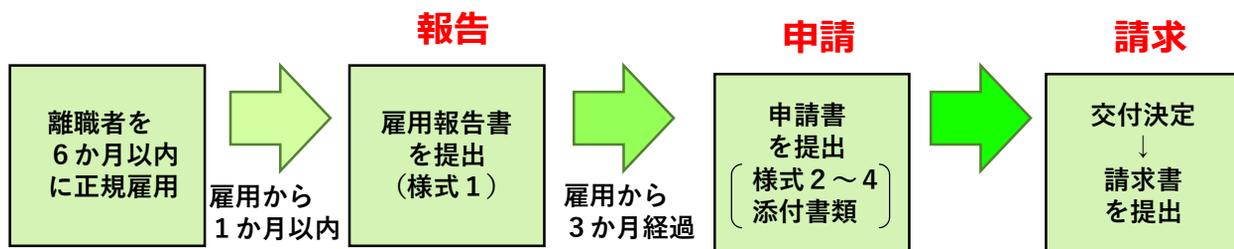
1人あたり10万円

正規雇用した日の3か月経過後から1か月以内

琴浦町早期
就職支援助
成金HP→



助成金の申請手続の流れ



【提出・問い合わせ先】

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町役場 商工観光課
電話：0858-52-1713 ファクシミリ：0858-52-1714